

委託契約書(案)

1 件名 令和8年度「24時間子供SOSダイヤル」業務委託

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託金額 金 _____円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____円)

4 契約保証金 金 _____円

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第3号に該当する場合は免除する。

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と _____(以下「乙」という。)とは、上記の件名の事業の業務について、上記の委託金額で、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、契約書に定めるほか、別紙「令和8年度『24時間子供SOSダイヤル』業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、実施するものとする。

2 契約書及び仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(業務計画)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日から10日以内に提出しなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務スケジュール
- (3) 業務履行体制
- (4) 資格を有する相談員等一覧

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託（変更）承諾申請書（別紙様式1）を提出し、再委託承諾書（別紙様式2）により甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は、賠償責任を負わないものとする。

（業務完了（廃止）報告書）

第5条 乙は、委託業務が完了し、又は第9条第2項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、業務完了（廃止）報告書（別紙様式3）を作成し、完了又は廃止の承認の日から7日以内、または当該年度の末日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、各月毎に業務を完了したときは、翌月15日までに、沖縄県「24時間子供SOSダイヤル」月次報告書（別紙様式4）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行う。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正完了の通知を受けた日から起算するものとする。

（委託金額の支払）

第8条 乙は、第7条第2項の規定による検査に合格したときは、別表に定める月額を

所定の手続きに従って委託金額の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して、30日以内に委託料を支払うものとする。甲は、同期間に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を支払うものとする。

(計画内容の変更等)

- 第9条 乙は、第14条に規定する場合を除き、業務計画書に記載された委託業務の内容又は、経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承諾申請書（別紙様式5）を甲に提出し、業務計画変更承諾書（別紙様式6）により甲の承認を得なければならない。ただし、経費の内訳変更による費目間の流用（人件費への流用増を除く）でその流用額が各費目のいずれか低い金額の2割を超えない場合はこの限りではない。
- 2 乙は、委託業務を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
- 3 甲は、前2項の承認をするときは条件を附することができる。

(期限の延長)

- 第10条 乙はその責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるとときは、委託期間を延長するものとする。

(守秘義務)

- 第11条 乙は、委託業務によって知り得た甲の業務上の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取り扱い)

- 第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(罰則)

- 第13条 乙は、前条の規定に違反した場合、沖縄県個人情報保護条例の規定による罰則を受けるものとする。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第14条 甲、乙いずれの責にも帰すことができない事由により委託業務を実施することが不可能又は困難になったときは、甲、乙協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

2 第8条の規定は、前項の規定に基づきこの契約を解除した場合について準用する。

(契約不履行等)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、又は変更し、かつ既に支払った委託費の額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 乙が、契約書に記載された条件に違反したとき
- (2) 乙が、この契約の締結にあたり不正の申立をしたとき
- (3) 乙が、委託業務の実施にあたり不正な行為をしたとき

(履行遅滞の場合における賠償金)

第16条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第109条の規定に基づいて計算した額とする。

(損害の負担)

第17条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担によるものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、乙が契約により行った業務が契約の内容に適合しないものであるときは、履行の追完又は代金の減額を請求することができる。

2 甲は、前項の請求に代えて、又は前項の請求とともに、契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 第1項及び前項の規定による請求は、第5条の委託業務が完了したときから1年以内に行わなければならない。

(違約金)

第19条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲は、乙（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含

む。)が次の各号の一に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が経営に実質的に関与していることが判明したときは、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)

(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者

(4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

2 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、反社会的勢力であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し反社会的勢力との契約を解除させるようにしなければならない。

3 乙は、乙または下請負人等が、反社会的勢力から不当利得要求または業務妨害の不当介入を受けたときは、これを拒否し、又は下請負人等をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

4 甲は、乙が下請負人等が反社会的勢力であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

5 甲が、本条第1項及び前項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害を生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第21条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第22条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、本条各項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、業務終了後の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第23条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(その他の事項)

第24条 乙は、この契約に定める事項の他、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議して解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所

氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
 - 3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

- 第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

- 第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の

保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を受けた場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(別紙様式1)

年 月 日

沖縄県知事 殿

契約者（受託者）

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

再委託（変更）承諾申請書

令和8年度「24時間子供SOSダイヤル」業務委託契約書第4条第4項により、
下記のとおり委託業務の一部を再委託（変更）したいので申請します。

記

1 委託業務の名称

2 委託業務の場所

3 履行期間 年 月 日～ 年 月 日

4 業務委託金額 円

5 再委託業務の概要及び（変更）理由

6 再委託業務期間（予定） 年 月 日～ 年 月 日
(変更) 年 月 日～ 年 月 日

7 再委託金額（予定） 円
(変更) 円

8 再委託の相手方

(1) 住 所

(2) 商号又は名称

(3) 代表者 氏名

9 添付書類 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式2)

第 号
年 月 日

契約者(受託者) 殿

沖縄県知事名

再委託承諾書

年 月 日付けで申請(変更申請)のあった再委託については、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

1 委託業務の名称

2 再委託業務の概要

3 再委託の相手方

- (1) 住 所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名

4 承諾条件

- (1) 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、沖縄県に損害を与えたときは、契約者が沖縄県に対する賠償の責を負うこと。
- (2) 契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分に瑕疵があったときは、契約者が契約の規定による瑕疵担保責任を負うこと。
- (3) 再委託にあたって、契約者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
- (4) 再委託の相手方が、この承諾の条件に違反したときは、この承諾を取り消すものとする。この場合において、契約者に損害が発生したときは、沖縄県は一切の賠償の責を負わない。
- (5) 再委託の相手方が、さらに第三者へ委託を行う場合には、当該第三者の名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出すること。

(別紙様式3)

年 月 日

沖縄県知事 殿

契約者（受託者）

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

業務完了（廃止）報告書

令和8年度「24時間子供SOSダイヤル」業務について完了したので、業務委託
契約書第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1

2

3

沖縄県 相談受付シート

NO :

相談員名 :

| | | | | | | |
|--|--|--|----|--|-------|---|
| 相談日時 | 年 月 日 () ~ | | | | 相談時間 | 分 |
| 相談者 | 校種等 | <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 保護者(<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) <input type="checkbox"/> 義務教育学校生 <input type="checkbox"/> 中等教育学校生 <input type="checkbox"/> 特別支援学校生 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明 | | | | |
| | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明 | 学年 | | ヒューマン | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 住所 | | | | | |
| 対象者 | 校種等 | <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 保護者(<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) <input type="checkbox"/> 義務教育学校生 <input type="checkbox"/> 中等教育学校生 <input type="checkbox"/> 特別支援学校生 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明 | | | | |
| | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明 | 学年 | | 年齢 | |
| | 学校名 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| 住所 | | | | | | |
| 相談 カテゴリ | <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> いじめ、暴力行為、非行等の問題行動 <input type="checkbox"/> 友人、教職員等との関係の問題 <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> 性的な被害 <input type="checkbox"/> 貧困の問題 <input type="checkbox"/> ヤングケアラー <input type="checkbox"/> 家庭環境 <input type="checkbox"/> 心身の健康保健 <input type="checkbox"/> 発達障害等 <input type="checkbox"/> 性的マイノリティ <input type="checkbox"/> 学業・進路 <input type="checkbox"/> その他の内容 | | | | | |
| 相談概要 | | | | | | |
| 相談内容 | | | | | | |
| 対応内容 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 緊急対応を行った場合は、チェックを入れてください。 | | | | | | |

沖縄県「24時間子供SOSダイヤル」月次報告書【

年 月分】

(別紙様式5)

年 月 日

沖縄県知事 殿

契約者(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業務計画変更承諾申請書

令和8年度「24時間子供SOSダイヤル」業務委託契約書第9条第1項により、
下記のとおり業務計画を変更したいので申請します。

記

1 委託業務の名称

2 委託業務の場所

3 履行期間 年 月 日～ 年 月 日

4 業務委託金額 円

5 業務計画申請書の変更概要

6 変更理由

7 添付書類 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式6)

第 号
年 月 日

契約者(受託者) 殿

沖縄県知事名

業務計画変更承諾書

年 月 日付けで申請(変更申請)のあった業務計画変更については、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

1 委託業務の名称

2 業務計画変更概要

3 承諾条件